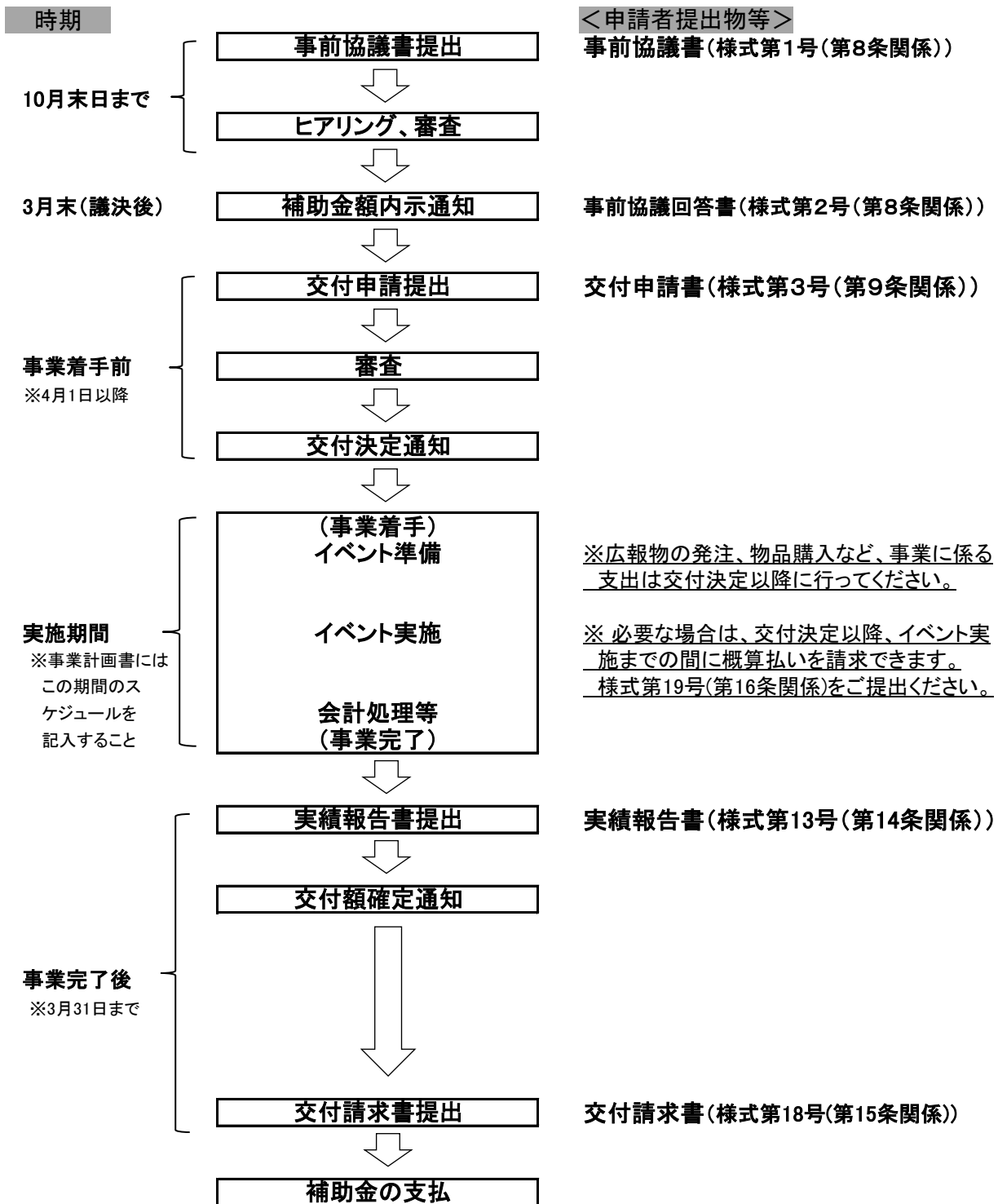


# 佐渡市観光振興イベント支援補助金業務手順マニュアル

観光振興イベント支援補助金業務について、以下の手順で業務を遂行する。



## <留意事項>

- ① 事業着手前に申請書を提出してください。
- ② 交付決定を受ける前に事業に着手した場合は、事前着手分は補助対象経費と認められません。年間を通じて活動する場合は実施期間を4月1日～3月31日として事業計画書、運営計画を作成してください(その場合、交付申請提出は4月1日、実績報告書提出は3月31日となります)。
- ③ 実績報告の際に添付する領収書(請求書)の写しは、収支決算書の記載内容を証明するためのものです。審査できるように支出項目ごとに領収書を整理して提出してください。
- ④ 書類の提出に当たっては文章や数値の整合性等に十分留意してください。